

概要版

藤岡市 子ども・子育て支援事業計画

【平成27年度～平成31年度】

親と地域の絆で 子どもの未来を育てる ふじおかし



藤 岡 市



1 子ども・子育て支援新制度

国では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによる子育ての孤立化、共働き世帯が増加する一方で、女性の出産に伴う仕事と子育ての両立が困難になっていること、少子化により子どもの数が減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少していることなど、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を成立しました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法とは

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

子ども・子育て支援の意義 ~子ども・子育て支援法基本指針より~

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、未来を紡ぐとても重要な投資です。

そして、子どもの視点に立った「子どもの最善の利益」が実現されることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

行政が、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心として、学校、地域、企業など、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

そして、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられるのと同時に、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しなければなりません。

将来の担い手である子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力なのです。



子ども・子育て新制度では、こんな取組を進めていきます。

■ 質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ります。

■ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・ 保育の場を増やし待機児童等を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・ すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童保育クラブや親子が交流できる拠点の充実を図ります。

2 藤岡市子ども・子育て支援事業計画

藤岡市では、平成15年7月に公布された「次世代育成支援対策推進法」にのっとり、「藤岡市次世代育成支援行動計画」を策定し、未来を担う子どもたちが明るく、伸び伸びと、夢や希望を持って成長していけるように、地域社会全体で応援することを目標とし、家庭・学校・事業者・市民など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てができること、そして、子どもが周囲に祝福されて誕生し、地域社会全体が子育てに関わり、子どもと周囲の人々がともに成長できるまちづくりを進めてきました。

藤岡市子ども・子育て支援事業計画の策定

藤岡市では、次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、「子ども・子育て支援法」に基づき、新たに「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

基本理念

親と地域の絆で 子どもの未来を育てる ふじおかし

基本的な方向

- 1 教育・保育（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）
- 2 地域子ども・子育て支援事業（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）
- 3 母親や乳幼児等の健康の確保及び増進
- 4 子育てに関する相談、情報提供の充実
- 5 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携
- 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

この計画は、
藤岡市次世代育成支援行動計画（藤岡市子ども未来プラン）の
基本理念を引き継ぎ、子どもの最善の利益が実現する
まちを目指します。



3 事業の内容

1 教育・保育（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

新制度では、教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられます。保育が必要な場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

認定区分	給付の内容	利用する施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 地域型保育(小規模保育等)

①幼稚園・認定こども園【1号及び2号認定、3～5歳児】

市全域（合計）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	276	261	250	241	241
1号認定	234	221	212	204	204
2号（幼稚園利用）	42	40	38	37	37
②確保方策	486	486	486	486	486
②-①	210	225	236	245	245

（参考）H26年度定員：779人（認定こども園含む）

②保育所など【2号認定、3～5歳児】

市全域（合計）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（2号認定）	1,293	1,220	1,172	1,129	1,127
②確保方策					
教育・保育 ^{※1}	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344
地域型保育					
認可外保育施設 ^{※2}	20	20	20	20	20
②-①	71	144	192	235	237

（参考）H26年度2号認定定員：1,319人（全体定員を入所児童数実績より按分し算出）

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所（園）

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

③保育所など【3号認定、0～2歳児】

市全域（合計）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（3号認定）	582（120）	584（116）	569（113）	555（111）	542（108）
②確保方策					
教育・保育 ^{※1}	710（175）	710（175）	710（175）	710（175）	710（175）
地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設 ^{※2}	0	0	0	0	0
②-①	128（55）	126（59）	141（62）	155（64）	168（67）

（参考）H26年度3号認定定員：（0歳：64人、1、2歳524人）（全体定員を入所児童数実績より按分し算出）

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所（園）

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※表中（ ）内は0歳児の内数

【1号及び2号（幼稚園利用）】

- ・既存の幼稚園は定員の調整を行い、既存の保育園は認定こども園へ移行することにより確保します。

【2号及び3号認定】

- ・既存の幼稚園及び保育園の認定こども園への移行を促進し、定員の増加を図り、確保します。



2 地域子ども・子育て支援事業 （必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童クラブや地域子育て支援拠点事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を創設します。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
利用者支援事業						
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1	
確保方策（か所）	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業						
量の見込み（人回）	22,032	22,056	21,468	20,940	20,436	
確保方策	（人回）	22,032	22,056	21,468	20,940	20,436
	（か所）	12	12	12	12	12
妊婦健康診査						
量の見込み（人）	440	440	440	440	440	
確保方策	検査項目：①健康状態の把握 ②検査・計測 ③保健指導 実施時期：妊娠届出～出産前					
乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み（人）	410	410	410	410	410	
確保方策	実施体制：保健師、助産師 実施機関：藤岡市（保健センター）					
養育支援訪問事業						
量の見込み（人）	10	10	10	10	10	
確保方策	実施体制：保健師、嘱託員10人 実施機関：藤岡市					
子育て短期支援事業						
量の見込み（人日）	4	4	4	4	4	
確保方策	本市では子育て支援短期事業未実施のため、今後も関係機関との連携を強化し、必要に応じて情報提供や利用者支援を行います。					
ファミリー・サポート・センター						
量の見込み（人日）	360	360	360	360	360	
確保方策（人日）	360	360	360	360	360	
一時預かり事業（幼稚園型）						
量の見込み（人日）	1号による利用	186	176	169	163	162
	2号による利用	認定こども園により対応します				
確保方策（人日）	186	176	169	163	162	
一時預かり事業（その他）						
量の見込み（人日）	24,010	24,010	24,010	24,010	24,010	
確保方策（人日）	24,010	24,010	24,010	24,010	24,010	

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
延長保育事業						
量の見込み (人)		720	720	720	720	720
確保方策	(人)	720	720	720	720	720
	(か所)	18	18	18	18	18
放課後児童健全育成事業						
量の見込み (人)	低学年	648	634	621	599	564
	高学年	188	184	180	174	164
	小計	836	818	801	773	728
確保方策 (人日)		897	897	897	897	897
病児・病後児保育事業						
量の見込み (人日)		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保方策 (人日)		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

※「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」については、要保護児童対策地域協議会の機能強化や、関係職員の専門性の強化などを図ります。

3 母親や乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母親や子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、各種学級や教室、予防接種などの母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などを充実します。

特に、親の育児不安等の解消を図るとともに、児童虐待の発生予防を含め、乳幼児健診等の場を活用し、乳幼児期から継続した親への相談支援を充実します。

【主な事業】

- ・各種乳幼児健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）
- ・育児相談事業
- ・両親学級
- ・歯科予防に関する正しい知識の普及
- ・妊婦健康診査
- ・がん検診（婦人科）
- ・予防接種の実施
- ・子どもの事故予防のための啓発

4 子育てに関する相談、情報提供の充実

共働き世帯が増加する中、小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けなど希望に応じて円滑に保育所などが利用できるよう、保育・教育施設を充実するとともに、情報提供や相談支援などの体制を整備することが求められています。

また、保育所などの利用に関するだけでなく、育児不安、養育上の問題、健康や発達・発育などのあらゆる問題に対する相談対応を充実することが必要です。

【主な事業】

- ・子育て支援センター事業
- ・幼稚園での相談事業
- ・幼稚園・保育園等への訪問相談事業
- ・家庭児童相談事業
- ・にじの家相談事業
- ・家庭(女性)総合相談事業(不妊治療費補助事業)

5 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

全国的に児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待による死亡事例が多数発生し、深刻な社会問題となっています。こうした中、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

【主な事業】

- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 育児相談事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業
- ・ 子育て電話相談事業（子育て110番）
- ・ 家庭児童相談事業

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。このため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

【主な事業】

- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ ひとり親家庭等医療費の助成

(3) 障害児施策の充実等

知的障害、身体障害、精神障害や発達障害など、様々な障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。

また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、妊婦や乳幼児の健康診査等で発達の遅れや障害の早期発見ができるよう体制づくりを推進することも必要となります。

【主な事業】

- ・ 児童発達支援
- ・ 障害児親子すこやか教室
- ・ 障害児通所支援
- ・ 教員の資質向上による教育支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ

(4) 子どもの貧困対策の推進

平成24年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は16.3%と、平成21年と比べ0.6ポイント上昇し、過去最高を記録しています。

このような状況から、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための総合的な貧困対策の推進が必要です。

【主な事業】

- ・ 第3子以降保育料無料化事業
- ・ 就学援助費支給事業

6 職業生活と家庭生活との両立の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。このため、働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要であり、子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組の推進が求められています。

【主な事業】

- ・ 両立支援のための体制の整備
- ・ 男女共同参画社会実現に向けての啓発活動
- ・ 再就職セミナーの開催

4 推進体制

本計画は、本市の子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携するとともに、全庁的な体制で取り組んでいく必要があります。このため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況の把握と検討、評価に応じて計画の見直しを行います。

また、市民や地域活動団体、関係機関からなる「藤岡市子ども・子育て会議」を引き続き組織し、毎年度の計画の進捗状況の把握と検討を行います。

全庁的な計画の進捗管理、評価・点検、見直し



連携による推進体制

藤岡市子ども・子育て会議



藤岡市 健康福祉部 子ども課 子ども政策係

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須327

TEL 0274-22-1211（代表）

ホームページ <http://www.city.fujioka.gunma.jp/>